

○枝幸町健康増進計画検証会議設置規程

平成27年3月30日訓令第26号

枝幸町健康増進計画検証会議設置規程

(設置)

第1条 枝幸町が健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づき策定した枝幸町健康増進計画（以下「計画」という。）に沿って実施する事業（以下「事業」という。）をより効果的・効率的なものとするため、枝幸町健康増進計画検証会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 町が実施する事業に対して、町民の視点から評価・検証すること。
- (2) 評価・検証を通じて、事業に対し意見・提言をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の設置目的に関し必要なこと。

(組織)

第3条 会議は、委員10名以内で組織する。

- 2 会議の委員は、枝幸町健康増進計画策定検討会議設置規程（平成25年訓令第24号）第4条第2項の規定により委員となった者のうちから、町長が選考し委嘱する。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、他の者を委員とすることができるものとする。
- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 会議に座長1名、副座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(謝礼)

第5条 委員に対して、謝礼として1日2,000円を支給する。ただし、地方自治法第204条第1項に規定する常勤の職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する職員が、会議の委員を兼ねるときは、その兼ねる会議の委員として受けるべき謝礼は支給しないことができる。

(費用弁償)

第6条 委員に対する費用弁償額並びにその支給方法は、枝幸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年枝幸町条例第40号)を準用して支給する。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項に規定する常勤の職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する職員が、会議の委員を兼ねるときは、その兼ねる会議の委員として受けるべき費用弁償は支給しないことができる。

(会議)

第7条 会議は、座長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は町長が招集する。

2 評価・検証については、年度単位で行うものとする。

3 評価・検証の結果については、一年度分を会議の提言書としてまとめ、町長に提出するものとする。

(関係者の出席)

第8条 座長は、必要に応じ、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、保健福祉課が行う。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この訓令は、平成37年3月31日をもって、その効力を失う。